

【公告】 注意

大阪市浪速区敷津東三、一〇、一八
株式会社 F R E E S P A C E
代表取締役 山崎 豊治

右の者は、建物賃貸借契約に係る媒介業務において、契約申込みの撤回に伴い預り金を返還すべきところ、これを拒み、申込者が当該会員を被告として提訴した上記預り金返還等請求事件における確定判決に基づき金員を返還したものの、不足があったとして、令和二年七月一六日付で指示処分の大阪府行政処分が下されており、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第一号の規定に基づき、誓約書を徴収の上、注意処分とする。

令和二年一月一日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 高 村 永 振
網紀自主規制委員会
委 員 長 東 門 幸 一